

### 改訂広島市地域福祉計画（地域共生社会実現計画（仮称））の骨子（素案）に対する意見への対応

※委員名は 50 音順としています。

委員	意見要旨	対応方針
石井委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護、訪問リハなどの社会資源が少ない地域には、例えば、廃校などの古い公共施設を使えるようにするなど、規制緩和をすることも行政のバックアップの一つである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護、訪問リハについて、本市において、公共施設の利用希望等の事例は承知していませんが、社会資源が少ない地域においては、規制緩和が有効な場合もあるかと思えます。</li> <li>なお、社会資源の確保につながる取組として、本市における離島振興法や山村振興法の指定地域に所在する事業所がサービスを行う場合や、当該地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行う場合には、指定訪問介護等の特別地域加算等を算定することが可能となっています。</li> </ul>
鳥帽子田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画の振り返りから見えた課題に実効的に取り組むため、何が重点なのか、ある程度狙いをつける必要がある。</li> <li>目標像の体制がうまく機能するか、キーパーソンやモデル的な取組など考え、議論していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ（案）では、「公助」「共助」の取組の確立・展開と、「自助」を支える「共助」「公助」による包括的な支援体制の構築に重点的に取り組む旨を、第 2 編の柱書き（P. 13）として追加しました。</li> <li>包括的な支援体制をどのように構築し、どのように支援を行っていくのかについて、地域住民に十分理解してもらい、実際に取り組んでもらうことができるよう、支援体制の「目標像」、「目標像に至るプロセス」及び「支援の実践例」を追加しました（P. 23～32）。</li> </ul>
川口委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨子（素案）はいかにも行政の計画である。市社会福祉協議会の計画作成時には、民間で頑張ろうと盛り上がった。地域住民が活動しようと思わせることが大切なポイントである。地域の中で地域住民が取り組んでいる活動をどう盛り立てていくかという視点の書き方をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の推進に当たっては、地域住民の意識啓発や社会福祉協議会等の関係団体との調整等が必要不可欠であると考えており、計画策定と併せて検討していきます。</li> <li>地域の中で地域住民が取り組んでいる活動をどう盛り立てていくかという視点を踏まえ、市社会福祉協議会の計画の内容について、主に、中間取りまとめ（案）第 2 編第 2 章の「地域で支え合う『共助』としての福祉コミュニティの構築」（P. 14～17）と、第 2 編第 3 章の「地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築」（P. 17～20）に反映しました。</li> </ul>

委員	意見要旨	対応方針
川口委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民任せということだけでなく、地域住民の頑張りが行政施策に反映されていく仕組みづくりが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における地域福祉に係る取組の好事例を行政施策として反映する仕組みについては、今後、検討していきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政と地域住民が対等な立場でまちづくりに取り組むため、まちづくり条例や市民活動促進条例をつくり、地域住民の活動を後押しする市町村が増えてきており、広島市も考えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ(案)では、「公助」「共助」の取組の確立・展開と、「自助」を支える「共助」「公助」による包括的な支援体制の構築に重点を置き、地域住民と行政が協働で取り組んでいくことに注力することとしています。今後、こうした取組を進めていく中で、まちづくり条例等の必要性についても、見極めていくことになるものと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者いきいき活動ポイント事業を計画に盛り込み過ぎると、行政誘導になってしまうことを懸念する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見について留意します。</li> </ul>
児玉委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>私の経験では、実際の困りごとは、地域におけるちょっとした寄合の中で、愚痴や雑談として出てくるものがほとんどであり、区や学区という広い範囲の中では、困りごとを相談しにくいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり、表に出にくい困りごとを早期に気付くことができるのは地域住民であると考えています。したがって、最初の発見・把握は町内会・自治会の圏域で行われることを想定しています。その上で、小学校区の圏域において、地区社会福祉協議会が中心となって、町内会・自治会等から寄せられた地域生活課題についての相談を包括的に受け止めるとともに、必要に応じて中学校区の圏域にある専門機関につないでいくという包括的な支援体制を構築したいと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者いきいき活動ポイント事業によって、地域活動が活発化しており、非常に好評だと思っているので、推し進めてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、当該事業を推進していきます。</li> </ul>

委員	意見要旨	対応方針
佐々木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社会福祉協議会や地域包括支援センターは、地域によって能力に差があるため、しっかりと行政がバックアップしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ（案）第2編第3章第2の「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」（P.18～19）に関して、地区社会福祉協議会のバックアップは、区役所厚生部に配置する地区担当保健師を中心に行っていくことを考えています。</li> <li>地域包括支援センターへのバックアップは、各区に配置されている専任の保健師等により行うこととしています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者子育て支援の内容が不足していると感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ（案）第2編第1章第1の「在宅福祉サービスの充実・強化」（P.13）及び第2編第3章第3の「多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備」（P.19～20）に、障害のある子どもを支援する取組を追加しました。</li> </ul>
正原委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度利用促進法に基づく計画について、前回の審議会では具体的に検討できていないということだったが、今回の計画改訂では、成年後見制度利用促進法に基づく計画を盛り込むのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の改訂計画の内容に、成年後見制度利用促進法に基づく計画そのものを盛り込むことは考えておらず、当該計画の策定については、別途、検討することとしています。</li> <li>中間取りまとめ（案）第2編第5章第3の「権利擁護の推進」（P.21）に、成年後見制度の利用促進に関する地域連携ネットワークの構築やその中核機関の在り方について、関係機関と共に検討することを追加しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組の体系は、社会福祉法第107条第1項各号の順序と異なる順（2・4・5・3・1号の順）とされているが、なぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組の体系における5つの柱の記載順は、まず「公助」のこと、次に「共助」のこと、さらに「公助」と「共助」による包括的な支援体制のことというように、この中間取りまとめ（案）の構成を、一連の流れとして説明できるような記載順としています。一方で、社会福祉法第107条第1項各号の記載順と一致していないものであるため、一致していない号数を明示する必要性も乏しいことから、中間取りまとめ（案）では号数の表示を取り止めることとしました。</li> </ul>

委員	意見要旨	対応方針
永野委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨子の中に、「生きがい」という言葉が多く出てきており、生きがいの押し付けのように感じる。地域活動が生きがいになるのか、高齢者は何を生きがいとしているのか、生きがいというものを整理してもらえたらと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きがいの押し付けと受け止められないよう、中間取りまとめ（案）第1編第3章第2の「前計画策定後に新たに生じている課題」（P.9～10）の三つ目の見出しを「高齢者や現役世代が地域活動に参画しやすい環境づくりの必要性」に改めるとともに、地域活動に参画することで結果として心豊かに生活することにつながるのと趣旨で本文を修正しました。</li> <li>また、中間取りまとめ（案）第1編第4章第2の「地域福祉の再構築を通じた地域共生社会づくり」（P.10）の第3段落の内容も同様の趣旨で修正しました。</li> <li>さらに、同様の趣旨で、中間取りまとめ（案）第1編第7章の「基本理念」（P.11）についても、「生きがいを持ち暮らし続ける」との表現を、「心豊かに暮らし続ける」との表現に改めました。</li> </ul>
中原委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の場合は、人付き合いが難しく、困りごととも言えない中、家族や専門家でも解決が難しいところ、地域の中で支援できるのか心配である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の包括的な支援体制の中で、地域住民には、まずは困りごとを抱えた住民を発見してもらうことが重要であると考えています。精神障害等の専門的なサポートが必要なケースについては、専門の相談支援機関につなぐことが必要となるため、地区担当保健師がそのつなぎを支援するなどバックアップしていきます。</li> </ul>
堀田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>市社会福祉協議会が策定した地域福祉推進第8次3か年計画の内容について、すでに反映されている部分もかなりあると思うが、市の次期計画に反映してほしい。</li> <li>計画の方向性、目標は良いが、現状との比較で考えると、現実と遊離した印象があることはやむを得ず、年次計画を示していくことで理解を求めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中で地域住民が取り組んでいる活動をどう盛り立てていくかという視点を踏まえ、市社会福祉協議会の計画の内容について、主に、中間取りまとめ（案）第2編第2章の「地域で支え合う『共助』としての福祉コミュニティの構築」（P.14～17）と、第2編第3章の「地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築」（P.17～20）に反映しました。</li> <li>地域の包括的な支援体制の構築については、中間取りまとめ（案）に示す「地域の包括的な支援体制『目標像に至るプロセス』」（P.25）のとおり進めていくことを考えていますが、計画期間の5年間の中で年ごとにどのように進めていくかは、今後、検討していきたいと考えています。</li> </ul>

委員	意見要旨	対応方針
堀田委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉領域が高齢者に偏っており、とりわけ児童分野の記述が少ないのが気にかかる。若い世代が抱えている問題、子どもや障害者についてももう少し加筆する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ(案)第2編第2章第2の「福祉コミュニティの拠点づくり等への支援」(P.15~16)に、子ども食堂等の子どもの居場所づくりについて追加するとともに、第2編第2章第3の「社会参加・交流の促進」(P.16~17)に、幼稚園や保育園の開放の取組等を追加するなど、子どもに関する取組を追加しました。</li> <li>中間取りまとめ(案)第2編第1章第1の「在宅福祉サービスの充実・強化」(P.13)に、障害福祉サービスの基盤整備等について追加するとともに、第2編第5章第1の「住宅・居住環境の整備」(P.20)に、住宅改修への支援について追加するなど、障害者に関する取組を追加しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「問題」と「課題」の峻別が必要である。地域には、まず「問題」があり、広報や情報共有により「問題化」し、地域住民が認識して初めて「地域課題」となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ(案)第1編第2章第2の3(P.7~8)及び第1編第3章第1の3(P.8~9)の「困ったときに困ったと言える環境づくり」の本文、第1編第4章第4の「地域における包括的な支援体制づくり」(P.10~11)の本文、第1編第8章第3の1(P.12)及び第2編第3章第1(P.17~18)の見出し及び本文について、「問題」と「課題」を使い分けました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに生じている課題(骨子2-(2))に、地域支援体制の問題を加えるべきである。 住民自治組織の加入率低下や地域共同体意識の希薄化などにより、地域の支える力が弱くなってきており、地域の支える力の「支え直し」が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ(案)第1編第3章第1の5の「活動を定着させるための環境づくり」(P.9)の本文に、地域における支える力の低下の課題について追記しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「たまり場」との表現(骨子3-(1)-ウ)を「居場所」に修正するべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「たまり場」は、気軽に集まり、話すことのできる場をイメージしやすいので、「たまり場」の表現も生かしたいと考えます。</li> </ul>

委員	意見要旨	対応方針
堀田委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制について地区社会福祉協議会がふさわしいとの記述であるが、これを機能させるためには地区社会福祉協議会の調整機能と情報管理を行う事務局機能の整備強化が不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ(案)第2編第3章第2の「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」(P.18～19)に、市・区社会福祉協議会と連携した地区社会福祉協議会の活動拠点の整備の促進と事務局機能の充実について追加しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記のことを含め、区社会福祉協議会の役割を明記する必要がある。区社会福祉協議会を通さずに、直接地区社会福祉協議会に関わることは社会福祉協議会の組織運営上問題を生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記のことを含め、中間取りまとめ(案)第2編第3章第2の「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」(P.18～19)に、市・区社会福祉協議会と連携して地区社会福祉協議会の支援を行うことを記載するなど、区社会福祉協議会の役割が明確になるようにしました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの相談支援対象を高齢者から障害、児童へと全世代型に拡大する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ(案)第2編第3章第3の「多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備」(P.19～20)の2の本文に、相談支援体制の中核的機関の分野横断的な相談の受け止めについて追記しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の専門ネットワークの活性化と有機的な関連付けを整理する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ(案)第2編第3章第3の「多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備」(P.19～20)の4の(1)の本文に、既存の専門機関のネットワークの活性化について追記しました。</li> </ul>

委員	意見要旨	対応方針
山田（知子） 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島市が持つ特性である都市部と地方部に分けた課題整理の仕方があってもよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間取りまとめ（案）第1編第6章の「計画の推進」（P.11）の本文に、計画改訂を受けて、行動計画（アクションプラン）の改訂の検討を働きかける際には、地域特性に応じたものとなるよう支援することを追記しました。</li> <li>・ また、中間取りまとめ（案）第2編第2章第1の「支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進」（P.14～15）の1の(9)に、地域特性を生かした住民主体のまちづくりを支援する「区の魅力と活力向上推進事業」を追加しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の審議会において、全て地域に押し付けられても困るという意見が出ている中、示されている目標像は地域の第一義的に果たす役割の強化という印象が非常に強い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間取りまとめ（案）第2編第3章の「地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築」（P.17～20）の柱書きにおいて、あくまでも地域住民の自主的な活動を前提とするものであることを明らかにしました。また、取組において、市も地域における包括的な支援体制づくりのために、地域団体を積極的に支援するとともに、実際の活動においても地区担当保健師等がバックアップしていく旨を追記しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画と改訂後の計画の体制はどこが違うのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画における支援体制は、制度・分野ごとに「縦割り」で整備したものとなっていますが、次期計画における支援体制は、包括的なものとして、各福祉分野が連携し、課題解決のための支援を総合的に行う体制にしたいと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生きがい」や「拠点」など骨子に新しく出てくる用語を目標像にも取り入れ、地域の負担をどのように軽減するかということが分かるようなものが示せればよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の包括的な支援体制をどのように構築し、どのように支援を行っていくのかについて、地域住民に十分理解してもらい、実際に取り組んでもらうことができるよう、支援体制の「目標像」、「目標像に至るプロセス」及び「支援の実践例」を追加しました（P.23～32）。</li> </ul>

委員	意見要旨	対応方針
山田（春男） 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域においては、一部の 人への負担があまりにも 大きいため、民間企業 の活用も必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ（案）第1編第3章第1の5の「活動 を定着させるための環境づくり」（P.9）の本文に、 特定の人への負担が重くなるという課題について追記 しました。</li> <li>民間企業の活用については、中間取りまとめ（案） 第2編第4章第2の「民間企業等との協働による地域 福祉活動の展開」（P.20）を記載していますが、これ に加え、第2編第4章第1の「社会福祉法人による公 益的活動の促進」（P.20）として、社会福祉法人が地 域における公益的な取組を行えるよう必要な指導・援 助を行う旨を追加しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代を含めたリーダ ーの育成が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間取りまとめ（案）第2編第2章第1の「支え合 いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進」 （P.14～15）の(4)に、コミュニティリーダーの育成の 取組を追加しました。</li> </ul>